

社会福祉法人ゆうわ会  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2026年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする。

<対策>

- 2024年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2024年 7月～ 計画的な取得に向けて、各部署の管理者への説明会を開催する
- 2024年 8月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2024年 10月～ 社内報などでキャンペーンを行う

※ 2025年以降も上記と同様の対策を実施する